

## 桶川市内共通子育て世帯お買い物券配布事業実施要綱

(令和 7 年 1 月 2 4 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯及び地域事業者の支援を図るため、当該支援を実施する年度において 18 歳以下の児童を養育している子育て世帯に対し、市内の店舗で使用可能な桶川市内共通子育て世帯お買い物券（桶川市商工会が発行する桶川市内共通子育て世帯お買い物券をいう。以下「お買い物券」という。）を配布する事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配布対象者)

第 2 条 事業の対象となる者（以下「配布対象者」という。）は、平成 18 年 4 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に生まれ、同日において桶川市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の規定により市長が作成する住民基本台帳をいう。）に記録されている児童（以下「対象児童」という。）が属する世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が配布対象者に相当すると認めた者は、配布対象者に含めるものとする。

(配布額面)

第 3 条 配布するお買い物券の額面は、対象児童 1 人につき 5,000 円とする。

(利用期間)

第 4 条 お買い物券の利用期間は、令和 7 年 3 月 1 日から同年 7 月 31 日までとする。

(配布手続)

第 5 条 市長は、お買い物券の配布に当たっては、事前に配布対象者に対し、お買い物券を配布する旨を通知するものとする。

2 配布対象者は、前項の規定による通知を受けた場合において、お買い物券の受取を辞退するときは、市長が定める期限までに申し出るものとする。

3 市長は、前項の規定による申出がないときは、配布対象者がお買い物券の受取に同意したものとみなし、お買い物券の配布を決定する。

4 お買い物券の配布は、前項の規定によりお買い物券の配布を決定した者（次条において「配布決定者」という。）に追跡可能な郵送方法で送付することにより行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、別の方法により配布することができる。

（受取が行われなかった場合の取扱い）

第6条 配布決定者が不在等のため、お買い物券の受取が行われなかった場合において、当該配布決定者への連絡等に努めたにもかかわらず、当該配布決定者の責に帰すべき事由により配布できなかったときは、当該配布決定者がお買い物券の受取を辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段によってお買い物券の配布を受けた者に対し、既に配布したお買い物券（お買い物券を既に使用している場合は、使用したお買い物券の額面に相当する額の現金）の返還を求めることができる。

（配布等に関する周知）

第8条 市長は、事業の実施に当たり、お買い物券を使用することができる店舗、配布対象者の要件及び配布の方法について、広報その他の方法により市民への周知を行うものとする。

（事業の委託）

第9条 市長は、事業の実施及び事業に係る事務を第三者に委託することができる。

(災害等に対する対応)

第 10 条 市長は、災害その他事業の実施に深刻な影響があると認めるときは、事業の中止、休止、延期等の必要な対応を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 偽りその他不正の手段によってお買い物券の配布を受けた者に対する不当利得の返還の求めについては、第 7 条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。